

平成 23 年第 3 回姫路市議会における関係問答

1 自治基本条例について

(1) 質問要旨

自治基本条例の中での総合計画の位置付けについて伺いたい。

(2) 答弁要旨

- ・ 自治基本条例は、その内容の検討に着手したところである。
- ・ 本年 8 月には、地方公共団体の自由度の拡大を図るべく「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、市町村基本構想の策定義務が撤廃された。
- ・ 地方分権が進展する中で、自己決定に基づく自主、自立のまちづくりがこれまで以上に強く求められており、総合計画は依然として重要なものである。
- ・ 自治基本条例において、その策定根拠となる規定の位置づけも含め、今後、検討を進めていきたい。

2 職員倫理条例について

(1) 質問要旨

職員倫理条例を制定し、市民の信頼回復に努めるべきではないか。

(2) 答弁要旨

- ・ 職員倫理条例の主な内容は、公務員としての基本的な行動原理を定めた職員倫理原則等を規定している。
- ・ 本市では、昨年 7 月に「姫路市職員倫理・サービス改革大綱」を策定し、不祥事の根絶に向けた取り組みを行っているところである。
- ・ 市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保するため、更なる取り組みの一つとして、職員倫理条例についても検討していきたい。